

成年年齢引き下げに伴う 短大生の消費者被害防止について



日本貸金業協会は、資金需要者の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的に、2007年12月に内閣総理大臣の認可により、貸金業界の自主規制機関として設立されました。

1

成年年齢引き下げ

民法改正により、2022年4月1日から成年年齢は18歳になりました

2

成年年齢引き下げの背景

近年、18歳・19歳にも国政の重要事項判断に参加してもらう政策が進められてきました。

- 憲法改正国民投票の投票権年齢：18歳

(2015年6月20日施行)

- 公職選挙法の選挙権年齢：18歳

(2017年6月19日施行)



市民生活に関する基本法である民法においても
18歳以上を大人として取り扱うのが適当

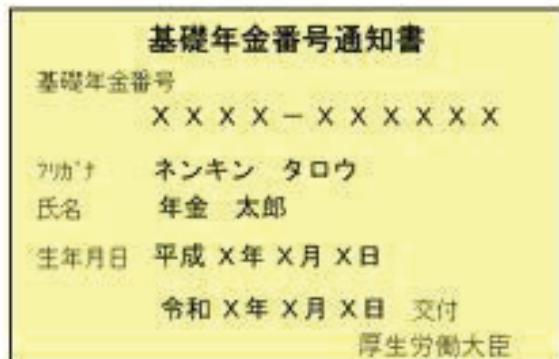
3

18歳から可能となることはどれでしょう？

①飲酒・喫煙



②国民年金に加入



③公営ギャンブル



④犯罪者の実名報道



4

20歳になってから

- 飲酒、喫煙
- 競馬、競艇、競輪などの公営ギャンブル
※toto（サッカーくじ）の購入は19歳から
- 国民年金への加入
- 中型自動車免許の取得
※大型は21歳から
- 養子をとる など



◆犯罪を犯すと実名報道される可能性が!! ◆

少年法の改正で18歳・19歳は「**特定少年**」となり、犯罪が重大で社会に与える影響も深刻な事案である場合は、氏名や写真を報道できるようになりました。

5

18歳になると…

- 特定の国家資格を取得できる
(公認会計士、司法書士、行政書士など)
 - 起業して営業できる
 - 裁判員や検察審査員に選ばれる
 - 人権擁護委員・民生委員になれる
 - 性別の変更の申し立てができる
 - 10年間有効なパスポートを取得できる など
- ◆結婚は男女ともに18歳からに統一されました。



6

民法における成年年齢の意味

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
- ②親権に服さなくなる年齢

Point

親権に服さなくなる = 保護者がいなくなる



誰の同意も必要なく
一人で有効な契約を結ぶことができる

7

契約とは？

- ・法律で保護された約束事
- ・当事者の合意によって成立
- ・双方に債権（権利）と債務（義務）が発生

Point

一方的に契約を解消することはできない

紛争が起きた場合は…

- 裁判（判決または和解）によって解決
- 裁判外紛争解決手続（訴訟手続きによらずに、公正中立な第三者が間に入り、解決を図る手続き。ADR※ともいう）により解決

契約は申し込みが承諾されたときに成立



9

若年者にとって身近な契約の例

- ・携帯電話を購入する（売買契約）
- ・お金を借りる（金銭消費貸借契約）
- ・クレジットカードをつくる（信販契約）
- ・証券口座開設する（寄託契約）
- ・生命・損害保険に加入する（保険契約）
- ・賃貸住宅に入居する（建物賃貸借契約）
- ・就職する（雇用契約）



10

成年年齢引き下げにおける注意点

成年になると未成年者取消権※を行使できなくなる

判断力、知識、経験等の不足につけ込み、
契約の拘束力をたてに金銭の支払いを
要求する悪質商法のターゲットに
なりやすいと言われています。

18歳?
アンケート調査にご協力
いただけませんか?

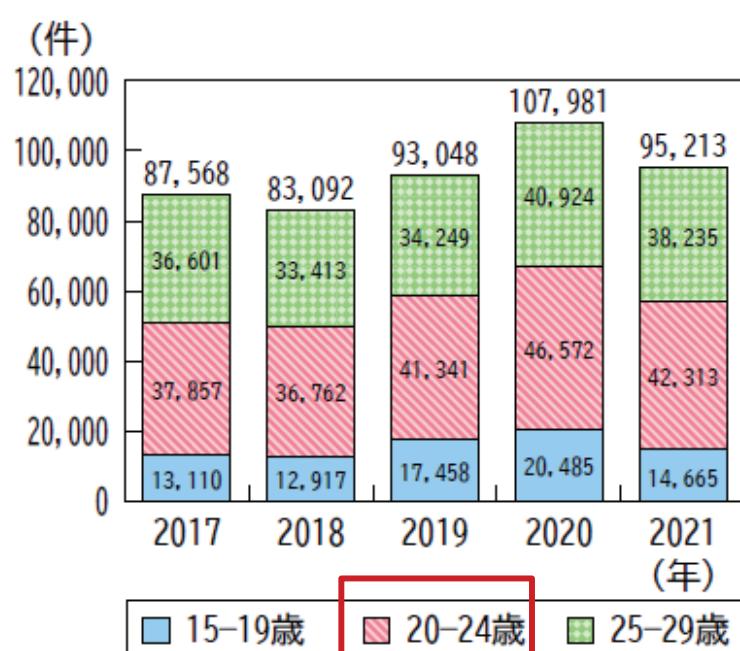


※未成年者取消権とは、親権者などの同意を得ないでした契約は法定代理人や本人が後から取り消すことができる権利

若者の消費者トラブルは20-24歳で多発

図表 I-2-2-13

若者の消費生活相談件数の推移（年齢区分別）

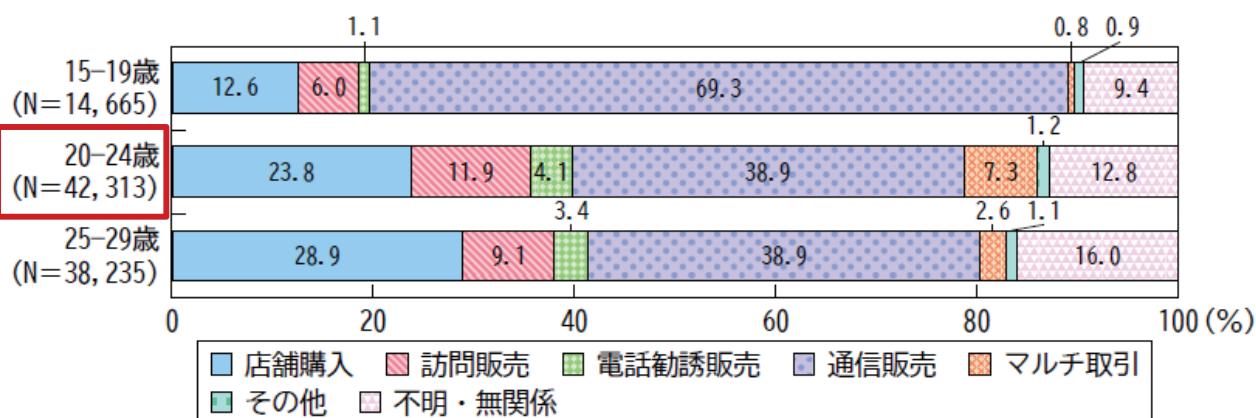


(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2022年3月31日までの登録分）。

マルチ取引のトラブルも20-24歳で多発

20-24歳に訪問販売（11.9%）、電話勧誘（4.1%）、マルチ取引（7.3%）に関する消費生活相談の割合が最も多く発生しています。

図表 I-2-2-14 若者の消費生活相談の販売購入形態別割合（年齢区分別・2021年）



（備考） PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2022年3月31日までの登録分）。

出典：消費者庁「令和3年度消費者政策の実施の状況」

13

若者の性質と消費者トラブルとの関連

- 知識や経験の不足に起因する脆弱性を抱えている。
- 経済的な余裕のなさから、もうけ話の勧誘に弱い。
- コミュニケーション能力が未完成であることから、相手と適切な交渉ができない。
- 自分を変えたいという、チャンスを逃したくないという前向きな気持ちにつけ込まれる。

出典：消費者庁「令和3年度消費者政策の実施の状況」

14

若年者が巻き込まれやすい 金融トラブル

15

ローン・クレジットの トラブル

16

要注意

端末の分割払いは クレジット契約です！

スマホの料金を滞納していたら
ローンが組めなかつた…！
そうか！ 端末の分割払いはクレ
ジット契約だったのか…



毎月決められた日に支払
わないと、**信用情報機関**
に**延滞情報**が登録され、
クレジットカードが作れな
くなったり、ローンが組
なくなったりするおそれ
があります。

17

要注意

奨学金の返還が困難に なつたら早めに相談！

クレジットカードを作るの
は初めてなのに、どうして
審査に通らないの…？



日本学生支援機構の奨学
金を3か月以上**延滞**すると、
その情報が全国銀行個人
信用情報センターに登録
され、クレジットカードが
作れなくなったり、ローン
が組めなくなったりする
おそれがあります。

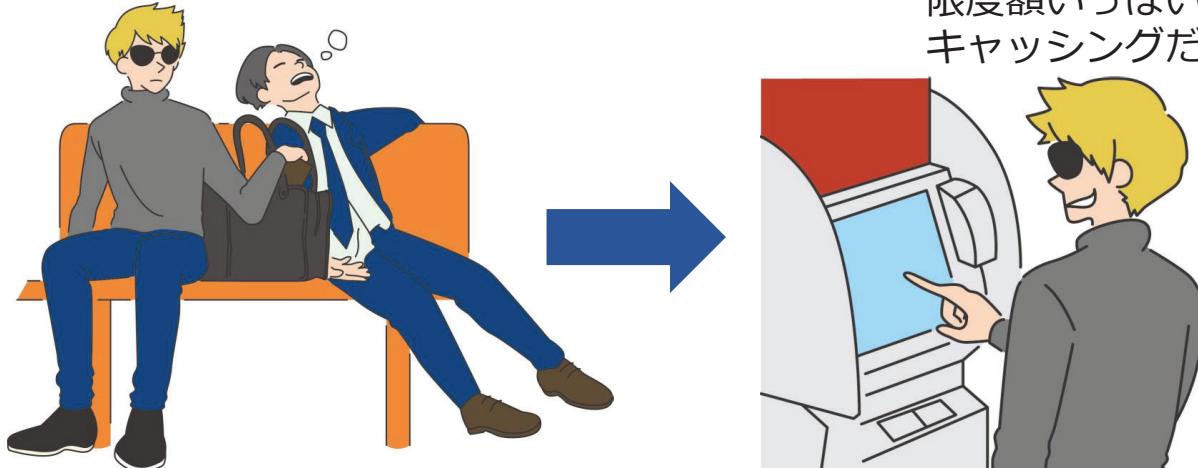
18

要注意

融資（キャッシング）枠が狙われています！

※クレジットカードには、ショッピング（販売信用）とキャッシング（消費者金融）の2つの機能があります。

暗証番号を誕生日などの簡単に類推されてしまう番号に設定しておくと、キャッシング枠を不正利用されるおそれがあります。



19

要注意

ショッピング枠の現金化は認められていません！

当社が20万円で販売したパソコンを買い戻したことにして15万円お渡しします

換金目的でクレジットカードを利用するることは、会員規約に違反する行為です。債務が増えるだけでなく、カードが使えなくなることもあります。

1月後にカード会社から20万円の請求が来る（※）けど、とにかく今すぐ現金が必要なんだ…

※クレジット会社への支払日が30日後と仮定すると、**年率405%の超高金利**になります。

20

ヤミ金融や詐欺による 金融被害

21

個人間融資



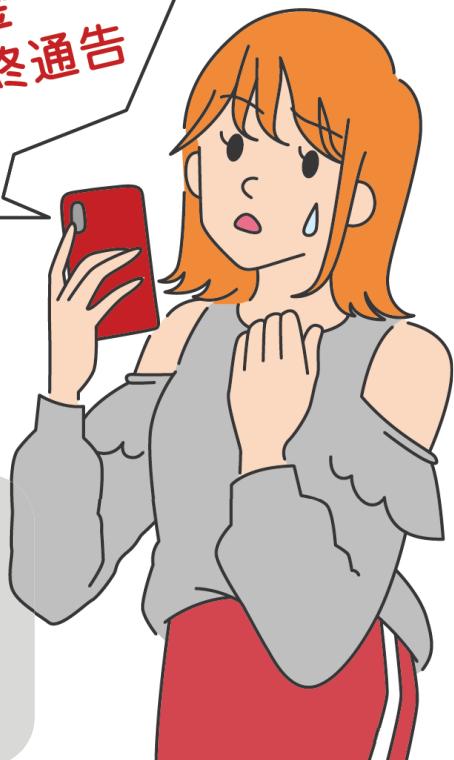
個人間融資の特徴

- ✓ 融資の条件として性的な要求をされる
- ✓ 高額な利息の支払いを求められる
- ✓ 返済困難になると暴力をちらつかせて脅される
- ✓ 先に保証料を支払ったら融資がないまま連絡が取れなくなる

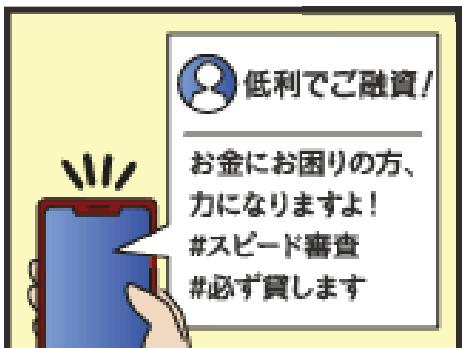
架空料金請求詐欺

えっ!?
今日中に連絡しないと
裁判になっちゃうの…?

身に覚えのない請求は無視!
一度被害に遭うと、繰り返し
ターゲットにされることも!!



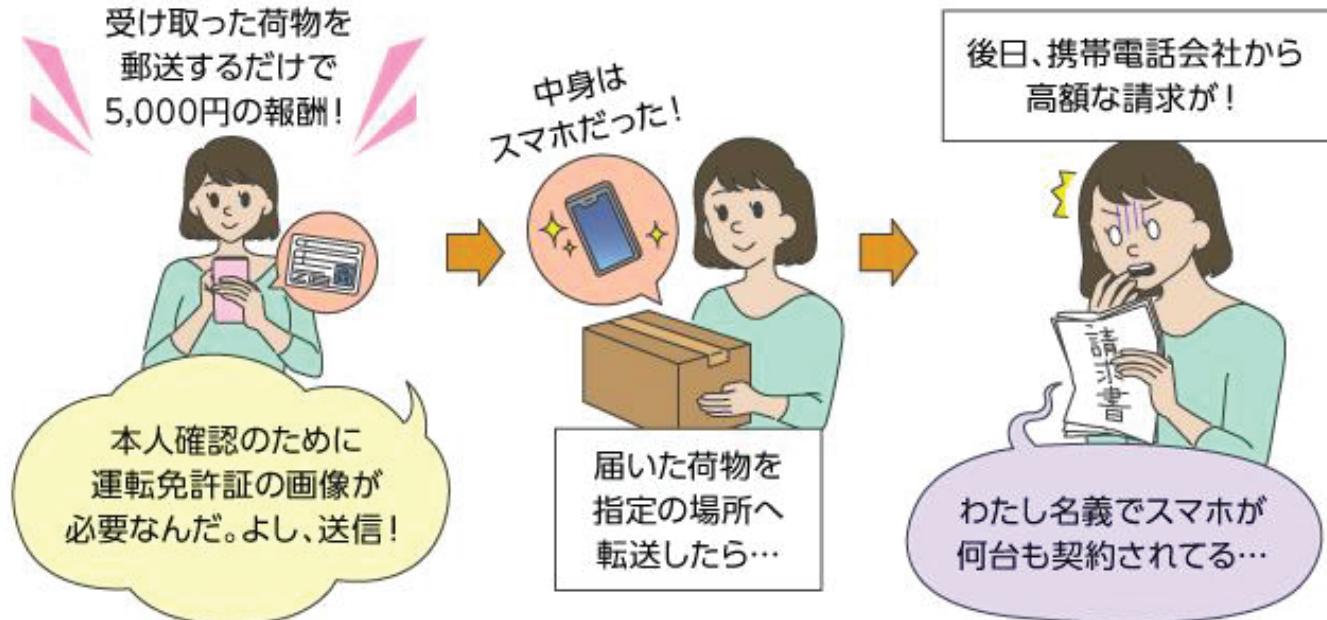
融資保証金詐欺



正規の貸金業者は、
融資の条件として先に
金銭の支払いを要求
することはありません



荷物転送詐欺



**だまし取られた個人情報は、
他でも悪用されるおそれがあります!!**

25

フィッシング詐欺

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、ウェブサイトで
フィッシング対策等の情報セキュリティに関する情報を公開



怪しいメールはすぐに削除！URLをクリックするとウイルスに感染し個人情報を盗み取られます!!

高収入アルバイトの 落とし穴

27

特殊詐欺の受け子



- ✓ 受け子は**特殊詐欺の実行犯**です。逮捕されれば**犯罪者として刑罰を受けることになります**!! 被害者のキャッシュカードで現金を引き出す「出し子」も同様です！
- ✓ 被害者から**多額の賠償金**を請求されることも！

28

名義貸し

資金業者の調査をしています。
謝礼をお支払いしますので
あなた名義で
消費者金融から
お金を借りてください。
借りたお金はこちらで
返済しておきます。
キャッシング用の
カードはこちらで
お預かりします。

それだけでいいの？
簡単だなー
やりますっ !!



後日契約した金融会社
から督促の連絡があり、
お金を騙し取られたこ
とに気付くのです…

- ✓ **返済義務はあくまでも借り入れをした本人にあります。**
- ✓ **謝礼を受け取ったことで詐欺の共犯者と見なされるこ
とがあります。**

29

日本資金業協会に寄せられた相談事例

●相談者：母親（40歳代）

●被害の概要

- ▷ 22歳新卒の息子が、SNSで知り合った人から、自分の代わりに
資金業者から起業資金を借りてほしいと頼まれた。
- ▷ 同じ日に資金業者3社から借り入れた。2社目以降、他社からの
借入額は「0円」とするよう指南された。
- ▷ 全額を相手に手渡したが、返済してくれない。
- ▷ 警察に相談したが、相手とのやり取りの記録の中に、具体的にいくら
貸してほしいと頼まれたのか分かることのないため、被害届を出す
ことができなかった。
- ▷ 弁護士に相談したが、借用書に記載された相手の名前は偽名の
可能性があり、訴訟は難しいかもしないと言われた。

(受付：2022年6月)

銀行口座の譲渡

SNSなどで「簡単にもうかる」などと
うたって銀行口座の通帳やキャッシュ・
カードを譲り渡すよう持ち
かける事例が後を絶ちません

銀行口座の譲渡は

**法律（犯罪による収益の移転防止に
関する法律）で禁止されています!!**



31

スマートフォンの譲渡



- ✓ スマホの代金や通信料の支払義務はあくまでも契約した本人（名義人）にあります!!
- ✓ 名義人が法律（携帯電話不正利用防止法）違反で罰せられるされることも！

32

経験や知識不足につけ込む 悪質商法

33

マルチ商法



友人や先輩から「投資に成功した人の話が聞ける」と呼び出されたら要注意！
友人や知人を勧誘したら今度は自分が加害者に!!
大切な人間関係は壊れ、借金だけが残るといった結果に…

マルチ取引に関する相談状況

国民生活センターのPIO-NET※に登録された相談件数

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
相談件数	10,587件	11,706件	10,166件	10,136件
20歳未満	2.4%	2.6%	2.6%	1.1%
20歳代	40.2%	44.9%	46.5%	43.6%

↑全体の約半数は29歳以下の若者からの相談（苦情）です！

※PIO-NET：国民生活センターと全国の消費生活センター等（約1,250か所）をオンラインネットワークで結んだシステム「全国消費生活情報センターネットワークシステム（Practical Living Information Online Network System）」の略

35

出典：独立行政法人国民生活センター「PIO-NETにみる2021年度の消費生活相談の概要」

日本貸金業協会に寄せられた相談事例

●相談者：母親（50歳代）

●相談の概要

- ▷娘（22歳）がマルチ商法にひつかってしまい、貸金業者2社から借り入れをしている。
- ▷父親や兄の名義のアカウントを取得したようだが、娘が話さないので何のためなのか分からぬ。
- ▷娘は自分の預金で返済しているが、まだ借入残高がある。
- ▷止めるように行っても洗脳されているのか、全く聞き入れてくれない。

（受付：2022年6月）

オーディション商法



SNSなどの募集広告でオーディションをうたつて呼び出され、高額なレッスン受講契約等を勧誘する悪質商法に要注意!!

「お金がない」と断ろうとすると、クレジット払いや消費者金融などからの借金を迫ります！

投資トラブル



※暗号資産（仮想通貨）の売買等を行う事業者は、登録を受けた「暗号資産交換業者」として、金融庁ウェブサイトで公表されています。

日本貸金業協会に寄せられた相談事例

●相談者：大学生（20歳代・男性）

●相談の概要

- ▷大学の友人から儲かるからバイナリーオプションをやらないかと誘われた。仮想通貨の口座を作り、そこから海外のサイトに送金して運用するというものだった。
- ▷指示されるまま、貸金業者2社から資金を借り入れた。
どちらの業者からも、情報商材の勧誘等の被害が多いが、大丈夫かと聞かれたので、指南されたとおり「資格を取るための資金です」と答えた。
- ▷その後、知人や家族からやめたほうが良いと助言され、消費生活センターに相談した。相談員の助言どおり、この勧誘のリーダーに連絡を取り、クーリング・オフ制度を利用し、解約して返金してもらうよう交渉する予定。うまくいかなければ毎月自分で返済していくしかない。

(受付：2021年6月)

39

投資を始める前におさえておきたいポイント

✓ 投資をする資金は、生活資金とは別の余裕資金で行いましょう

投資の前提是「生活安定」「自己責任」です。

✓ 投資の知識はすぐに習得できるものではありません

信頼できる機関の公式ウェブサイトや書籍などから情報を収集し、理解を深めてから始めましょう。

よく分からぬ投資には手をださない！

✓ リスクのない投資はありません

元本保証がないため、資金を失ってしまう可能性もあります。

✓ 投資利益の相場を知っておきましょう

機関投資家が国内外の株式に対して期待できると考
えている収益率は、年間5%～6%です。

40

デート商法



41

サクラサイト商法

数百万円をだまし取られてしまった人も！

またポイント購入が必要なの…？
いつになつたら直接会えるのかな…

いつも相談に乗ってくれてありがとう！

SNSなどで接触した有名人などを名乗る人物から有料メール交換サイトに誘導されたら要注意!!
ポイントの購入を求められたら、サイト業者に雇われた“サクラ”によるなりすましを疑って！

日本貸金業協会に寄せられた相談事例

●相談者：職業不明（20歳代・女性）

●相談の概要

- ▷ハッピーメールが送られてきて、LINEの指定サイトに入れば会話ができると誘導された。
- ▷本人確認が必要と言われ、氏名、生年月日、電話番号、口座番号などの個人情報を登録した。免許証の画像の送信もした。
- ▷チャット対応できるようにするために100ルピー（1万円※ルピーは課金単位）を送金して昇格する必要があると言われ、指示通りにした。
- ▷さらにセキュリティーアップと手数料の全額免除の案内があったが、入力中に暗証番号の入力を間違え、追加料金として300ルピー支払わされた。（結局、合計4万円送金）
- ▷友人に相談したら詐欺だと言われた。現在もGmailが送られてくる。

(受付：2021年9月)

43

エステティックサービス



サイドビジネス商法



「簡単にもうかる」という
言葉を鵜呑みにしない！

45

日本貸金業協会に寄せられた相談事例

●相談者：大学生（21歳・女性）

●相談の概要

- ▷ お金に困ってインスタグラムの「簡単に稼げる」というアカウントにアクセスした。
- ▷ プログラミング通信教材を購入し受講した後、仕事を紹介すると言われる。
- ▷ 教材費が高額だったので「お金が無い」と断ると、相手方3人にLINEで取り囲まれ、「今始めないと状況は変えられないよ！」など勧誘攻撃に遭い、押し切られて契約することになった。
- ▷ 購入費は貸金業者の自動契約機で借りるよう言われ、借りられるまで何件も連れまわされた。非常に怖かった。最終的に貸金業者2社から借り入れし、相手に渡した。
- ▷ 教材は難しすぎて理解できず、担当者へ問合せすると「それはあなたが頑張るしかない問題だ」と冷たい対応をされ、だまされたと気付いた。

(受付：2021年5月)

46

日本貸金業協会
YouTube公式チャンネルで
金融トラブル事例の動画公開中！

<https://www.j-fsa.or.jp/promotion>



「日本貸金業協会18歳」で検索！

消費者被害の救済措置

クーリング・オフ制度

- クーリング・オフ制度とは、冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間であれば無条件で契約を解除することができる仕組みのことです。

- クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者に返品し、**支払った代金は全額返金**されます。

- クーリング・オフは書面で行います。具体的な方法等については、**消費者ホットライン188（いやや）**で確認できます。



クーリング・オフできないものはどれでしょう？

①語学教室に入る



②ネットショッピング



③住宅の購入



条件をよく確認しましょう

初回が安価な「お試し購入」は、定期購入が条件になっていることも少なくありません。
申し込む前に契約内容をよく確認しましょう！

確認のポイント

- ① 1回限りの購入ですか？
- ② 2回目からはいくらですか？
- ③ 解約の方法は？

※①～③の明示がない取引については、契約を取り消すことができる可能性があります。



51

消費者庁イラスト集より

クーリング・オフ制度が適用される取引

取引内容	クーリング・オフ期間
●訪問販売 <ul style="list-style-type: none">・自宅を訪問して行う取引・キヤッチセールス・アポイントメントセールス	
●電話勧誘販売	
●特定継続的役務提供 <ul style="list-style-type: none">・エステティックサロン・美容医療・語学教室・家庭教師・学習塾・結婚相手紹介サービス・パソコン教室	契約に関する書面を受領した日から 8日間
●訪問購入（訪問買い取り）	
●連鎖販売取引（マルチ商法）	契約に関する書面を受領した日から 20日間
●業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	

52

こんな場合も契約を取り消すことができます！ ～消費者契約法による消費者保護～

●誤認による契約

- ・事実と異なる説明をされた
- ・不確実なことを断定的に説明された
- ・有利なことは告げられたが不利益なことをわざと告げられなかつた

●契約せざる得ない状況下での契約

- ・訪問販売業者に対して帰ってもらいたいと言っても居座られた
- ・店で帰りたいと言っても帰させてくれない

●不要といえるほど大量の商品等の契約をさせられた

53

救済が困難な事例①

フリマサービスは個人同士の取引のため、トラブルは原則として**当事者間で解決しなければなりません！**

- ほとんどの運営会社は、利用規約に「原則として**利用者間のトラブルに介入しない**」と定めています。
- 商品が届く前に出品者の評価をする、運営会社が用意する決済方法を使用せずに商品の代金を支払うのはやめましょう！



54

【参考】フリマサービスに関する相談事例

【事例1】

定価3万円のイヤホンを1万円で購入したが、偽物だった。
運営会社から連絡先を教えてもらい返金を求めたが、応じてくれない。

【事例2】

Tシャツを購入者に発送したら、「表示されていたサイズと違うのでキャンセルする」と連絡があり**キャンセル処理をしたが、商品の返送がなく、連絡も取れなくなつた。**

【事例3】

出品者から「代金は直接振り込んでほしい」と連絡があり、**利用規約で直接振込みは禁止されていたが、**言われたとおりにした後、商品は送られて来ず、連絡も取れなくなつた。

55

救済が困難な事例②

サブスクリプション（サブスク）契約は、アプリを削除（アンインストール）するだけでは解約できません！



- 申し込む前に**無料期間や無料の条件、解約の方法、有料サービスに移行する前に通知があるかどうか確認**しましょう。
- 事業者の定める方法で手続きしましょう。
- 解約した後、**利用料金の請求が継続していないか**、携帯電話会社やクレジットカード会社の請求明細等で確認しましょう。

56

なぜだまされるのか ～心理的要因と状況的要因～

57

～なぜだまされるの？～ リスクな心理傾向【1】

1. 挥まれるようにお願いされると弱い
2. おだてに乗りやすい
3. 自信たっぷりに言われると納得してしまう
4. 見かけの良い人だとつい信じてしまう
5. すてきな異性からの誘いだと断れない



勧誘者からのメッセージや要請を受け入れやすい傾向が高い人ほどだまされるリスクが高い

～なぜだまされるの？～ リスキーな心理傾向【2】

6. マスコミで取り上げられた商品はすぐ試したくなる
7. 好きな有名人が勧める商品は買いたくなってしまう
8. 新しいダイエット法や美容法にはすぐに飛びつく
9. 専門家や肩書きがすごい人の意見には従ってしまう
10. 無料だったり、返金保証があつたりするならいろいろ試してみたい



社会的権威のあるもの（専門家・有名人・マスコミなど）や希少価値の高いものなど影響を受けやすい人ほどだまされるリスクが高い

出典：2018年8月 若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」59

～なぜだまされるの？～ リスキーな心理傾向【3】

11. 資格や能力アップにはお金を惜しまない
12. 良いと思った募金にはすぐ応じている
13. 欲しいものは多少のリスクがあつても手に入れる
14. どんな相手からの電話でも最後まで聞く
15. 試着や試飲をしたために、つい買ってしまったことがある



自身の内面に生じた動機（内的衝動）を重視する度合いが大きい人ほどだまされるリスクが高い

出典：2018年8月 若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」60

～なぜだまされるの？～ 「悩みや不安」との関係

- 容姿や能力に関するコンプレックスを抱えていた
- 誰かを見返したかった（周囲に評価されたかった）
- お金に困っていた
- 日常生活に刺激を求めていた
- 人間関係（友人・恋人・家族など）に悩んでいた
- 就職活動や学業に不安を感じていた



悩みや不安を抱えている人は、勧誘に応じて契約してしまう可能性が高い傾向があると考えられている

出典：2018年8月 若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」⁶¹

～なぜだまされるの？～ 若年者が被害に陥る状況

- ①商品・サービス価値への評価が高い
希少性、特典、勧誘者の成功体験等
- ②勧誘者への評価が高い
勧誘者への恋愛感情、好意、敬意等
- ③場の拘束力を強く感じて影響を受ける
「疲れたので早く帰りたい」
「ここまで話をしまったら引くに引けない」
- ④強引な要請に逆らえないと感じる
「いっそ契約して早くこの場を脱出したい」
- ⑤説明が納得できるものと思い込む

出典：2018年8月 若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」⁶²

困ったときの相談先 ～ひとりで悩まずに～



トラブルに巻き込まれたら、泣き寝入りせずに
相談機関に助けを求めてください！

63

犯罪被害防止に関する相談窓口

#9110
警察相談専用電話

専門の相談員が対応します。
相談内容によっては専門の相談機関を紹介してくれます。

64

消費生活全般に関する相談窓口

188

消費者ホットライン

(最寄りの消費生活センターにつながります)

専門の相談員が対応します！

65

日本貸金業協会の相談窓口

若年者金融トラブルホットライン



0570-008-661

または 03-6277-2355

貸金業相談・紛争解決センター

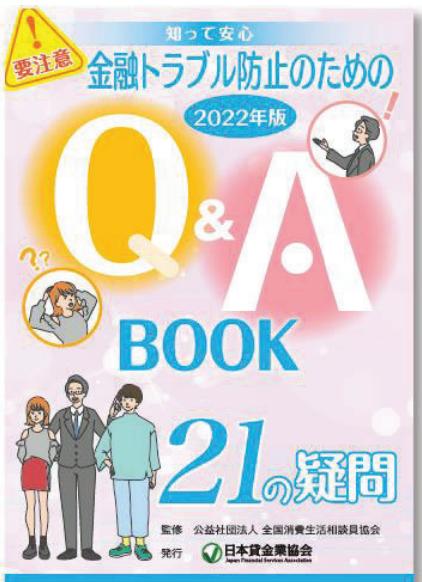
中立公正な立場から解決を支援します。



0570-051-051

66

当協会発行の 消費者啓発資料をご活用ください！



冊子の内容の確認、
お申し込みは
こちらから

「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」には、若年者の金融リテラシー向上に役立つ情報が数多く掲載されています。

